

アスベストを含む材料の定義

改正対象

鋼船規則検査要領 B 編
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領
安全設備規則検査要領
無線設備規則検査要領
バラスト水管理設備規則検査要領
冷蔵設備規則検査要領
揚貨設備規則検査要領
潜水装置規則検査要領
高速船規則検査要領
強化プラスチック船規則検査要領
フローティングドック規則検査要領
船用材料・機器等の承認及び認定要領
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用(翻訳))
旅客船規則検査要領
(外国籍船舶用(翻訳))

改正理由

アスベストを含む材料の使用禁止に関する IACS 統一解釈 SC249 は 2011 年の発行以降定期的に見直しが行われており、本会は改正が行われる毎に最新規定を鋼船規則等に取り入れている。

2011 年 1 月 1 日以降は例外無くアスベストを含む材料の新規使用を禁止する SOLAS 条約 II-1 章規則 3-5 に対して、IACS 統一解釈 SC249(Rev.1)はアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料の確認を要求していたが、アスベストを含む材料の定義が不明瞭であった。

IACS は、アスベストを含む材料の定義を明確にすることを目的として、2024 年 1 月にアスベストを含む材料の使用禁止に関する IACS 統一解釈 SC249(Rev.1)の見直しを実施した。IACS はアスベストを含む材料の定義を MEPC.379(80)の付属書第 1 節に規定される閾値を超えてアスベストが含まれていることとする IACS 統一解釈 SC249(Rev.2)を発行した。

今般、IACS 統一解釈 SC249(Rev.2)に基づき、関連規定を改める。

改正内容

IACS 統一解釈 SC249(Rev.2)に基づき、アスベストを含む材料とは製品又は材料中に規定された閾値を超えてアスベストが存在することである旨規定する。

施行及び適用

2025 年 1 月 1 日から施行

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は、その規則に対応する
要領があることを示しております。

ID: DX24-02

「アスベストを含む材料の定義」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則検査要領 B 編 船級検査 B1 通則 B1.4 検査の準備その他 B1.4.5 試験, 衰耗に対する処置等 規則 B 編 1.4.5-4.の適用上, 定期的検査において, 交換又は新たに搭載された艀装品, 機器, 部品等に対して, アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。 <u>なお, アスベストを含む材料とは製品又は材料中に, ”2023 GUIDELINE FOR THE DEVELOPMENT OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS” (IMO 決議 MEPC.379(80))の付属書 1 節に規定される閾値を超えてアスベストが存在することを意味する。</u>	鋼船規則検査要領 B 編 船級検査 B1 通則 B1.4 検査の準備その他 B1.4.5 試験, 衰耗に対する処置等 規則 B 編 1.4.5-4.の適用上, 定期的検査において, 交換又は新たに搭載された艀装品, 機器, 部品等に対して, アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。	
B2 登録検査 B2.1 製造中登録検査 B2.1.1 一般 (日本籍船舶用) 規則 B 編 2.1.1-2.の適用上, 規則 B 編 2.1.3-1.(18)に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。 <u>なお, アスベストを含む材料とは製品又は材料中に, ”2023 GUIDELINE FOR THE</u>	B2 登録検査 B2.1 製造中登録検査 B2.1.1 一般 (日本籍船舶用) 規則 B 編 2.1.1-2.の適用上, 規則 B 編 2.1.3-1.(18)に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。	

「アスベストを含む材料の定義」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>DEVELOPMENT OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS”(IMO 決議 MEPC.379(80))の付属書 1 節に規定される閾値を超えてアスベストが存在することを意味する。</u> B2.1.1 一般 (外国籍船舶用) 規則 B 編 2.1.1-2.の適用上, 規則 B 編 2.1.3-1.(17)に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。<u>なお, アスベストを含む材料とは製品又は材料中に, ”2023 GUIDELINE FOR THE DEVELOPMENT OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS”(IMO 決議 MEPC.379(80))の付属書 1 節に規定される閾値を超えてアスベストが存在することを意味する。</u> 附 則 1. この達は, 2025 年 1 月 1 日から施行する。	B2.1.1 一般 (外国籍船舶用) 規則 B 編 2.1.1-2.の適用上, 規則 B 編 2.1.3-1.(17)に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。	

「アスベストを含む材料の定義」 新旧対照表

新	旧	備考
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 2 編 検査 1 章 通則 1.2 検査の準備その他 1.2.5 艀装品, 機器, 部品等の交換 規則 2 編 1.2.5 の適用上, 定期的検査においては, 交換又は新たに搭載された艀装品, 機器, 部品等に対して, アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。<u>なお, アスベストを含む材料とは製品又は材料中に, "2023 GUIDELINE FOR THE DEVELOPMENT OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS" (IMO 決議 MEPC.379(80))の付属書 1 節に規定される閾値を超えてアスベストが存在することを意味する。</u>	海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 2 編 検査 1 章 通則 1.2 検査の準備その他 1.2.5 艀装品, 機器, 部品等の交換 規則 2 編 1.2.5 の適用上, 定期的検査においては, 交換又は新たに搭載された艀装品, 機器, 部品等に対して, アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。	
2 章 検査 2.2 製造中登録検査 2.2.1 一般 規則 2.2.1-2.の適用上, 規則 2.2.3-1.(6)に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。<u>なお, アスベストを含む材料とは製品又は材料中に, "2023 GUIDELINE FOR THE DEVELOPMENT OF</u>	2 章 検査 2.2 製造中登録検査 2.2.1 一般 規則 2.2.1-2.の適用上, 規則 2.2.3-1.(6)に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。	

「アスベストを含む材料の定義」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS” (IMO 決議 MEPC.379(80))の付属書 1 節に規定される閾値を超えてアスベストが存在することを意味する。</u> 附 則 1. この達は、2025 年 1 月 1 日から施行する。		

「アスベストを含む材料の定義」 新旧対照表

新	旧	備考
安全設備規則検査要領	安全設備規則検査要領	
2 編 検査	2 編 検査	
(日本籍船舶用)	(日本籍船舶用)	
1 章 通則	1 章 通則	
1.2 検査の準備その他	1.2 検査の準備その他	
1.2.5 艀装品, 機器, 部品等の交換	1.2.5 艀装品, 機器, 部品等の交換	
規則 2 編 1.2.5 の適用上, 定期的検査において, 交換又は新たに搭載された艀装品, 機器, 部品等に対して, アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。なお, アスベストを含む材料とは製品又は材料中に, ”2023 <i>GUIDELINE FOR THE DEVELOPMENT OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS</i> ” (IMO 決議 MEPC.379(80))の付属書 1 節に規定される閾値を超えてアスベストが存在することを意味する。	規則 2 編 1.2.5 の適用上, 定期的検査において, 交換又は新たに搭載された艀装品, 機器, 部品等に対して, アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。	
2 章 登録検査	2 章 登録検査	
2.1 製造中登録検査	2.1 製造中登録検査	
2.1.1 一般	2.1.1 一般	
規則 2 編 2.1.1-2. の適用上, 規則 2 編 2.1.2-2. に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。なお, アスベストを含む材料とは製品	規則 2 編 2.1.1-2. の適用上, 規則 2 編 2.1.2-2. に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。	

「アスベストを含む材料の定義」 新旧対照表

新	旧	備考
又は材料中に、”2023 <i>GUIDELINE FOR THE DEVELOPMENT OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS</i> ” (IMO 決議 MEPC.379(80))の付属書 1 節に規定される閾値を超えてアスベストが存在することを意味する。		
2 章 検査	2 章 検査	
2.1 一般 (外国籍船舶用) 2.1.5 検査の準備その他 規則 2 編 2.1.5-5.の適用上, 定期的検査においては, 交換又は新たに搭載された艀装品, 機器, 部品等に対して, アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。 <u>なお, アスベストを含む材料とは製品又は材料中に, ”2023 <i>GUIDELINE FOR THE DEVELOPMENT OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS</i>” (IMO 決議 MEPC.379(80))の付属書 1 節に規定される閾値を超えてアスベストが存在することを意味する。</u>	2.1 一般 (外国籍船舶用) 2.1.5 検査の準備その他 規則 2 編 2.1.5-5.の適用上, 定期的検査においては, 交換又は新たに搭載された艀装品, 機器, 部品等に対して, アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。	
2.2 製造中登録検査 2.2.1 製造中登録検査 規則 2 編 2.2.1-3.の適用上, 規則 2 編 2.2.2-2.に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。 <u>なお, アスベストを含む材料とは製品又は材料中に, ”2023 <i>GUIDELINE FOR THE DEVELOPMENT</i></u>	2.2 製造中登録検査 2.2.1 製造中登録検査 規則 2 編 2.2.1-3.の適用上, 規則 2 編 2.2.2-2.に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。	

「アスベストを含む材料の定義」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS” (IMO 決議 MEPC.379(80))の付属書 1 節に規定される閾値を超えてアスベストが存在することを意味する。</u> 附 則 1. この達は、2025 年 1 月 1 日から施行する。		

「アスベストを含む材料の定義」 新旧対照表

新	旧	備考
無線設備規則検査要領 2 章 検査 (日本籍船舶用) 2.2 検査の準備その他 2.2.8 艀装品, 機器, 部品等の交換 規則 2.2.8 の適用上, 定期的検査において, 交換又は新たに搭載された艀装品, 機器, 部品等に対して, アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。 <u>なお, アスベストを含む材料とは製品又は材料中に, ”2023 GUIDELINE FOR THE DEVELOPMENT OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS” (IMO 決議 MEPC.379(80))の付属書 1 節に規定される閾値を超えてアスベストが存在することを意味する。</u> 2.4 登録検査 2.4.1 一般 規則 2.4.1-2.の適用上, 規則 2.4.2-2.に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。 <u>なお, アスベストを含む材料とは製品又は材料中に, ”2023 GUIDELINE FOR THE DEVELOPMENT OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS” (IMO 決議 MEPC.379(80))の付属書 1 節に規定される閾値を超えてアスベストが存在することを意味する。</u>	無線設備規則検査要領 2 章 検査 (日本籍船舶用) 2.2 検査の準備その他 2.2.8 艀装品, 機器, 部品等の交換 規則 2.2.8 の適用上, 定期的検査において, 交換又は新たに搭載された艀装品, 機器, 部品等に対して, アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。 2.4 登録検査 2.4.1 一般 規則 2.4.1-2.の適用上, 規則 2.4.2-2.に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。	

「アスベストを含む材料の定義」 新旧対照表

新	旧	備考
(外国籍船舶用) 2.1 一般 2.1.5 検査の準備その他 3. 規則 2 編 2.1.5-5.の適用上, 定期的検査においては, 交換又は新たに搭載された艀装品, 機器, 部品等に対して, アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。なお, アスベストを含む材料とは製品又は材料中に, <u>”2023 GUIDELINE FOR THE DEVELOPMENT OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS” (IMO 決議 MEPC.379(80))の付属書 1 節に規定される閾値を超えてアスベストが存在することを意味する。</u> 2.2 登録検査 2.2.2 検査 2. 規則 2 編 2.2.2.-2.の適用上, 規則 2 編 2.2.1-3 に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。<u>なお, アスベストを含む材料とは製品又は材料中に, ”2023 GUIDELINE FOR THE DEVELOPMENT OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS” (IMO 決議 MEPC.379(80))の付属書 1 節に規定される閾値を超えてアスベストが存在することを意味する。</u> 附 則 1. この達は, 2025 年 1 月 1 日から施行する。	(外国籍船舶用) 2.1 一般 2.1.5 検査の準備その他 3. 規則 2 編 2.1.5-5.の適用上, 定期的検査においては, 交換又は新たに搭載された艀装品, 機器, 部品等に対して, アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。 2.2 登録検査 2.2.2 検査 2. 規則 2 編 2.2.2.-2.の適用上, 規則 2 編 2.2.1-3 に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。	

「アスベストを含む材料の定義」 新旧対照表

新	旧	備考
バラスト水管理設備規則検査要領 2 編 検査 1 章 通則 1.2 検査の準備その他 1.2.5 艀装品, 機器, 部品等の交換 規則 2 編 1.2.5 の適用上, 定期的検査において, 交換又は新たに搭載された艀装品, 機器, 部品等に対して, アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。<u>なお, アスベストを含む材料とは製品又は材料中に, "2023 GUIDELINE FOR THE DEVELOPMENT OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS" (IMO 決議 MEPC.379(80))の付属書 1 節に規定される閾値を超えてアスベストが存在することを意味する。</u>	バラスト水管理設備規則検査要領 2 編 検査 1 章 通則 1.2 検査の準備その他 1.2.5 艀装品, 機器, 部品等の交換 規則 2 編 1.2.5 の適用上, 定期的検査において, 交換又は新たに搭載された艀装品, 機器, 部品等に対して, アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。	
2 章 登録検査 2.1 製造中登録検査 2.1.1 一般 規則 2 編 2.1.1-2.の適用上, 規則 2 編 2.1.2-2.(4)に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。<u>なお, アスベストを含む材料とは製品又は材料中に, "2023 GUIDELINE FOR THE</u>	2 章 登録検査 2.1 製造中登録検査 2.1.1 一般 規則 2 編 2.1.1-2.の適用上, 規則 2 編 2.1.2-2.(4)に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。	

「アスベストを含む材料の定義」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>DEVELOPMENT OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS’ (IMO 決議 MEPC.379(80))の付属書1 節に規定される閾値を超えてアスベストが存在することを意味する。</u> 附 則 1. この達は、2025 年 1 月 1 日から施行する。		

「アスベストを含む材料の定義」 新旧対照表

新	旧	備考
冷蔵設備規則検査要領 2 章 検査 2.1 一般 2.1.4 検査の準備等 規則 2.1.4-5.の適用上、定期的検査においては、交換又は新たに搭載された機器及び部品等に対して、アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。 <u>なお、アスベストを含む材料とは製品又は材料中に、”2023 GUIDELINE FOR THE DEVELOPMENT OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS” (IMO 決議 MEPC.379(80))の付属書 1 節に規定される閾値を超えてアスベストが存在することを意味する。</u>	冷蔵設備規則検査要領 2 章 検査 2.1 一般 2.1.4 検査の準備等 規則 2.1.4-5.の適用上、定期的検査においては、交換又は新たに搭載された機器及び部品等に対して、アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。	
2.2 登録検査 2.2.1 製造中登録検査 規則 2 編 2.2.1-4.に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。 <u>なお、アスベストを含む材料とは製品又は材料中に、”2023 GUIDELINE FOR THE DEVELOPMENT OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS” (IMO 決議 MEPC.379(80))の付属書 1 節に規定される閾値を超えてアスベストが存在することを意味する。</u>	2.2 登録検査 2.2.1 製造中登録検査 規則 2 編 2.2.1-4.に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。	

「アスベストを含む材料の定義」 新旧対照表

新	旧	備考
附 則 1. この達は、2025 年 1 月 1 日から施行する。		

「アスベストを含む材料の定義」 新旧対照表

新	旧	備考
揚貨設備規則検査要領 2 章 検査 2.1 一般 2.1.2 検査の準備等 -2. 規則 2.1.2-5.の適用上, 定期的検査においては, 交換又は新たに搭載された艀装品, 機器, 部品等に対して, アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。<u>なお, アスベストを含む材料とは製品又は材料中に, "2023 GUIDELINE FOR THE DEVELOPMENT OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS" (IMO 決議 MEPC.379(80))の付属書 1 節に規定される閾値を超えてアスベストが存在することを意味する。</u> 附 則 1. この達は, 2025 年 1 月 1 日から施行する。	揚貨設備規則検査要領 2 章 検査 2.1 一般 2.1.2 検査の準備等 -2. 規則 2.1.2-5.の適用上, 定期的検査においては, 交換又は新たに搭載された艀装品, 機器, 部品等に対して, アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。	

「アスベストを含む材料の定義」 新旧対照表

新	旧	備考
潜水装置規則検査要領 2 章 潜水装置の検査 2.1 一般 2.1.4 検査の準備等 規則 2.1.4-5.の適用上、定期的検査においては、交換又は新たに搭載された艀装品、機器、部品等に対して、アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。<u>なお、アスベストを含む材料とは製品又は材料中に、”2023 GUIDELINE FOR THE DEVELOPMENT OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS” (IMO 決議 MEPC.379(80))の付属書 1 節に規定される閾値を超えてアスベストが存在することを意味する。</u>	潜水装置規則検査要領 2 章 潜水装置の検査 2.1 一般 2.1.4 検査の準備等 規則 2.1.4-5.の適用上、定期的検査においては、交換又は新たに搭載された艀装品、機器、部品等に対して、アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。	
2.2 登録検査 2.2.1 一般 -2. 規則 2 編 2.1.1-5.の適用上、規則 2 編 2.2.2-2.(9)に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。<u>なお、アスベストを含む材料とは製品／材料中に、”2023 GUIDELINE FOR THE DEVELOPMENT OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS” (IMO 決議 MEPC.379(80))の付属書 1 節に規定される閾値を超えてアスベストが存在することを意味する。</u> 附 則	2.2 登録検査 2.2.1 一般 -2. 規則 2 編 2.1.1-5.の適用上、規則 2 編 2.2.2-2.(9)に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。	

「アスベストを含む材料の定義」 新旧対照表

新	旧	備考
1. この達は, 2025 年 1 月 1 日から施行する。		

「アスベストを含む材料の定義」 新旧対照表

新	旧	備考
高速船規則検査要領 2 編 船級検査 1 章 通則 1.1 検査 1.1.1 登録検査 規則 2 編 1.1.1-2.の適用上, 規則 2 編 2.1.3-1.(9)に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。<u>なお, アスベストを含む材料とは製品又は材料中に, ”2023 GUIDELINE FOR THE DEVELOPMENT OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS” (IMO 決議 MEPC.379(80))の付属書 1 節に規定される閾値を超えてアスベストが存在することを意味する。</u> 1.2 検査の準備その他 1.2.5 試験, 衰耗に対する処置等 規則 2 編 1.2.5-4.の適用上, 定期的検査において, 交換又は新たに搭載された艀装品, 機器, 部品等に対して, アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。<u>なお, アスベストを含む材料とは製品又は材料中に, ”2023 GUIDELINE FOR THE DEVELOPMENT OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS” (IMO 決議 MEPC.379(80))の付属書 1 節に規定される閾値を超えてアス</u>	高速船規則検査要領 2 編 船級検査 1 章 通則 1.1 検査 1.1.1 登録検査 規則 2 編 1.1.1-2.の適用上, 規則 2 編 2.1.3-1.(9)に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。 1.2 検査の準備その他 1.2.5 試験, 衰耗に対する処置等 規則 2 編 1.2.5-4.の適用上, 定期的検査において, 交換又は新たに搭載された艀装品, 機器, 部品等に対して, アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。	

「アスベストを含む材料の定義」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>ベストが存在することを意味する。</u> 附 則 1. この達は、2025 年 1 月 1 日から施行する。		

「アスベストを含む材料の定義」 新旧対照表

新	旧	備考
(外国籍船舶用) 旅客船規則検査要領 2 編 船級検査 1 章 通則 1.1 検査 1.1.1 登録検査 -2. 規則 2 編 1.1.1-3.の適用上, 規則 2 編 2.1.3(7)に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。<u>なお, アスベストを含む材料とは製品又は材料中に, ”2023 GUIDELINE FOR THE DEVELOPMENT OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS”(IMO 決議 MEPC.379(80))の付属書 1 節に規定される閾値を超えてアスベストが存在することを意味する。</u> 附 則 1. この達は, 2025 年 1 月 1 日から施行する。	(外国籍船舶用) 旅客船規則検査要領 2 編 船級検査 1 章 通則 1.1 検査 1.1.1 登録検査 -2. 規則 2 編 1.1.1-3.の適用上, 規則 2 編 2.1.3(7)に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。	

「アスベストを含む材料の定義」 新旧対照表

新	旧	備考
強化プラスチック船規則検査要領	強化プラスチック船規則検査要領	
1 章 総則	1 章 総則	
1.4 検査の準備その他 1.4.1 試験, 衰耗に対する処置等 規則 1.4.1 の適用上, 定期的検査において, 交換又は新たに搭載された艀装品, 機器, 部品等に対して, アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。 <u>なお, アスベストを含む材料とは製品又は材料中に, ”2023 GUIDELINE FOR THE DEVELOPMENT OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS” (IMO 決議 MEPC.379(80))の付属書 1 節に規定される閾値を超えてアスベストが存在することを意味する。</u>	1.4 検査の準備その他 1.4.1 試験, 衰耗に対する処置等 規則 1.4.1 の適用上, 定期的検査において, 交換又は新たに搭載された艀装品, 機器, 部品等に対して, アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。	
2 章 検査	2 章 検査	
2.2 製造中登録検査 2.2.1 一般 規則 2.2.1-2.の適用上, 規則 2.2.3-1.(6)に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。 <u>なお, アスベストを含む材料とは製品又は材料中に, ”2023 GUIDELINE FOR THE DEVELOPMENT OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS” (IMO 決議 MEPC.379(80))の付属書 1 節に規定される閾値を超えてアス</u>	2.2 製造中登録検査 2.2.1 一般 規則 2.2.1-2.の適用上, 規則 2.2.3-1.(6)に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。	

「アスベストを含む材料の定義」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>ベストが存在することを意味する。</u> 附 則 1. この達は、2025 年 1 月 1 日から施行する。		

「アスベストを含む材料の定義」 新旧対照表

新	旧	備考
フローティングドック規則検査要領 2 章 船級検査 2.1 製造中登録検査 2.1.1 一般 規則 2.1.1-2.の適用上、規則 2.1.2(2)(h)に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。 <u>なお、アスベストを含む材料とは製品又は材料中に、”2023 GUIDELINE FOR THE DEVELOPMENT OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS” (IMO 決議 MEPC.379(80))の付属書 1 節に規定される閾値を超えてアスベストが存在することを意味する。</u>	フローティングドック規則検査要領 2 章 船級検査 2.1 製造中登録検査 2.1.1 一般 規則 2.1.1-2.の適用上、規則 2.1.2(2)(h)に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。	
2.4 検査の準備等 2.4.1 検査の準備等 規則 2.4.1-6.の適用上、定期的検査においては、交換又は新たに搭載された艀装品、機器、部品等に対して、アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。 <u>なお、アスベストを含む材料とは製品又は材料中に、”2023 GUIDELINE FOR THE DEVELOPMENT OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS” (IMO 決議 MEPC.379(80))の付属書 1 節に規定される閾値を超えてアスベストが存在することを意味する。</u>	2.4 検査の準備等 2.4.1 検査の準備等 規則 2.4.1-6.の適用上、定期的検査においては、交換又は新たに搭載された艀装品、機器、部品等に対して、アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。	

「アスベストを含む材料の定義」 新旧対照表

新	旧	備考
附 則 1. この達は、2025 年 1 月 1 日から施行する。		

「アスベストを含む材料の定義」 新旧対照表

新	旧	備考
船用材料・機器等の承認及び認定要領 総則 1 通則 1.3 原則 アスベストを含む材料を使用してはならない。なお、<u>アスベストを含む材料とは製品又は材料中に、”2023 GUIDELINE FOR THE DEVELOPMENT OF THE INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS” (IMO 決議 MEPC.379(80))の付属書 1 節に規定される閾値を超えてアスベストが存在することを意味する。</u> 附 則 1. この達は、2025 年 1 月 1 日から施行する。	船用材料・機器等の承認及び認定要領 総則 1 通則 1.3 原則 アスベストを含む材料を使用してはならない。	